

一般集中規制の概要 [独占禁止法第11条]

1 規制の趣旨

金融会社には、融資を通じた企業支配の可能性があります、これに株式保有が加わると、その可能性は更に大きくなると考えられます。また、金融会社が事業会社と結び付くことで、事業会社本来の信用状態に対し著しく有利な条件で融資が行われるなど、市場競争が歪められるおそれがあります。さらに、金融会社が取引先に対し、事業会社の取り扱う商品の購入を要請するなど、不正取引の素地が形成される可能性があります。独占禁止法第11条は、こうした事業支配力の過度の集中や競争上の問題の発生の防止を目的としています。

2 規制対象と定義

独占禁止法第11条は、銀行・保険会社による他の国内の会社の一定基準（銀行は5%、保険会社は10%）を超える議決権の取得・保有を禁止しています。

3 規制対象の例外

次の場合は、規制対象の例外となります。

- (ア) 第1項の認可を受けた場合 ⇒ 認可を受けた期間は例外となります。
- (イ) 第1項第1号（担保権の行使等による取得等）、第2号（他の会社による自己株式の取得に伴う議決権保有比率の超過）、第3号（信託財産としての取得等）又は第6号（公正取引委員会規則で定める場合。例：債務の株式化による取得等）に該当する場合
⇒ 1年間の例外となります。
- (ウ) (イ)の場合であって第2項の認可を受けた場合 ⇒ (イ)の1年間に加え、認可を受けた期間が例外となります。
- (エ) 第1項第4号（投資事業有限責任組合の有限責任組合員としての取得等）又は第5号（民法組合の非業務執行組合員としての取得等）
⇒ 10年間の例外となります（10年超の場合は、(ア)の対象となる可能性があります。）

4 認可制度

銀行又は保険会社の議決権保有等に関する認可制度は、次のとおりです。

① 認可申請を行う必要がある場合

● 独占禁止法第11条第1項ただし書による認可

銀行又は保険会社が、一般事業会社の議決権をその総株主の議決権の5%（保険会社は10%）を超えて保有等しようとし、かつ、法第11条第1項各号の適用除外事項のいずれにも該当しない場合。

なお、銀行又は保険会社が、銀行、保険会社、少額短期保険業者又は公正取引委員会規則で定める会社の議決権を保有等する場合については、別途、独占禁止法第10条第2項の届出が必要となる場合があります。

● 独占禁止法第11条第2項による認可

銀行又は保険会社が、法第11条第1項第1号から第3号まで及び第6号の適用除外事項に該当して一般事業会社の総株主の議決権の5%（保険会社は10%）を超えて取得し、かつ、その取得した日から1年を超えて保有等しようとする場合。

公正取引委員会では、ガイドラインとして「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」（平成14年11月）（以下、「第11条ガイドライン」といいます。）などを公表し、認可の考慮事項などを明確にしています。

② 銀行又は保険会社の議決権保有に関する認可制度：フローチャート

